

平成30年7月から 「視覚障害」に関する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

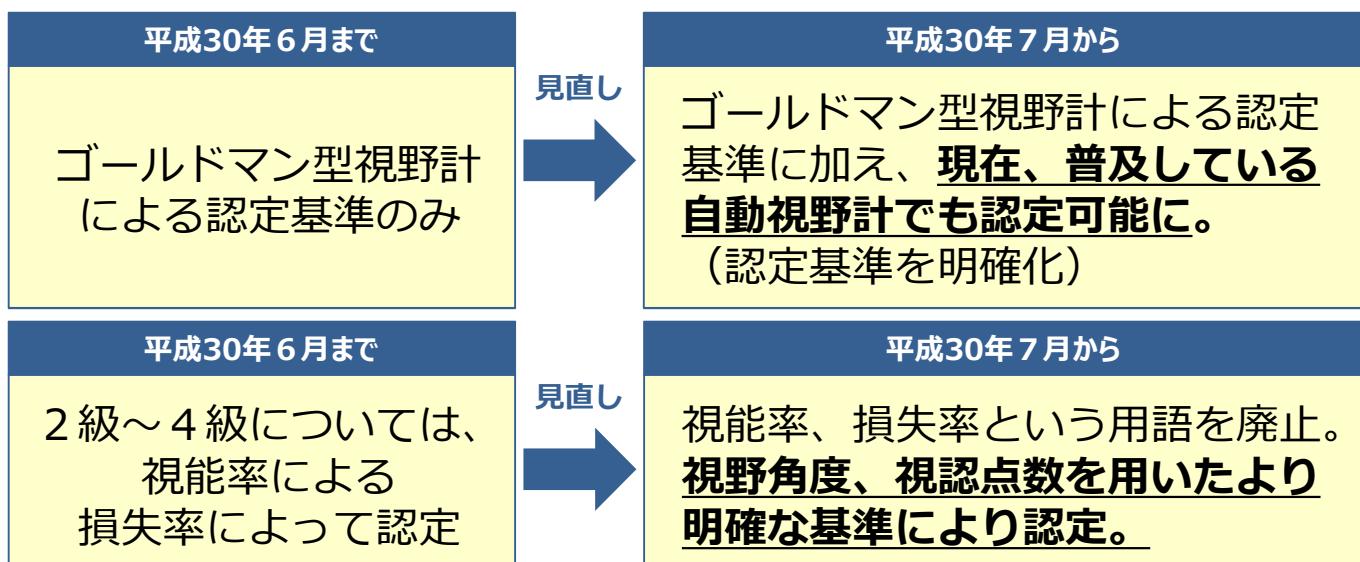
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

「視野障害」の認定基準について



平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たな認定基準の対象になります。

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

視覚障害の具体的な認定基準

見直し

上段	視力の和
下段	等級

【現行】		良い方の眼の視力										悪い方の眼の視力									
0.1																		0.2	5		
0.09																		0.18	5	0.19	5
0.08																		0.16	5	0.17	5
0.07																		0.14	5	0.16	5
0.06																		0.12	4	0.13	5
0.05																		0.1	4	0.12	4
0.04																		0.08	3	0.09	4
0.03																		0.06	3	0.07	3
0.02																		0.04	3	0.05	3
0.01																		0.02	2	0.03	2
0	0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 3	0.1 4	0.12 4	0.13 4	0.14 4	0.15 5	0.16 5	0.17 5	0.18 5	0.19 5	0.2 4	0.2 4

【平成30年7月～】

【平成30年7月～】		良い方の眼の視力										悪い方の眼の視力									
0.1																		0.2	4		
0.09																		0.18	4	0.19	4
0.08																		0.16	4	0.17	4
0.07																		0.14	3	0.15	4
0.06																		0.12	3	0.13	4
0.05																		0.1	3	0.12	4
0.04																		0.08	3	0.09	4
0.03																		0.06	3	0.07	3
0.02																		0.04	3	0.05	3
0.01																		0.02	2	0.03	2
0	0 1	0.01 1	0.02 2	0.03 2	0.04 2	0.05 3	0.06 3	0.07 3	0.08 3	0.09 3	0.1 4	0.12 4	0.13 4	0.14 4	0.15 5	0.16 5	0.17 5	0.18 5	0.19 5	0.2 4	0.2 4

良い方の眼の視力

	ゴールドマン型視野計										自動視野計																			
	I / 4 視標					I / 2 視標					両眼開放エスター・マン テスト視認点数					10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数														
2級	周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下										20点以下																			
3級	両眼による視野が2分の1以上欠損										70点以下																			
4級	両眼による視野が2分の1以上欠損										40点以下																			
5級	両眼による視野が2分の1以上欠損										100点以下																			

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課
電話 098-866-2190